

3. 児童福祉

(学校教育課 子育て支援係・住民生活課 町民窓口係
・福祉課 町民福祉係)



(1) 児童福祉施設

①児童福祉施設の種類及び措置機関

児童のすこやかな成長を助けるため、必要に応じて施設入所による養育・指導を行います。

扶養義務者の収入に応じて、費用負担があります。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前教育・保育を一体的に提供する施設です。	町長
児童館	児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にし、クラブ活動、レクリエーションなどを行っています。	こども家庭センター所長
乳児院	親の養育が受けられない乳児を養育します。	
児童養護施設	親とともに生活できない子どもを保護します。	
知的障害児施設・通園施設	知的障がいをもった子どもの生活指導をします。	
虚弱児施設	身体の弱い子どもをよい環境のもとで養育します。	
肢体不自由児施設・通園施設	手足などの不自由な子どもに治療・教育および生活訓練をします。	
重症心身障害児施設	障がいの重い子どもの治療および生活指導をします。	
情緒障害児短期治療施設	情緒障がいのある子どもを治療します。	健康福祉事務所長
児童自立支援施設	不良行為をし又はするおそれのある子どもを教護します。	
助産施設	経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦に助産を受けさせます。	
母子生活支援施設	母子又はこれに準ずる家庭の者を保護します。(市にあっては市長が措置)	

②認定こども園 (学校教育課 子育て支援係)

○認定こども園とは……幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前教育・保育を一体的に提供する施設です。

乳児(2か月)～5歳児まで入園することができます。

また、町外の認定こども園等への入園も可能です。

○入園申込は……10月上旬～11月下旬に翌年4月からの入園を受け付けます。
 年度途中の入園については随時受け付けします。
 申込みは教育委員会学校教育課子育て支援係まで。

○利用者負担は…保護者等の住民税の額により決定し、毎月徴収します。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号	設置者
田原幼児園	西田原1263-4	22-1032	22-1048	福崎町
八千種幼児園	八千種276-2	22-1207	22-1209	福崎町
福崎幼児園	福崎新448-3	22-1091	22-2313	福崎町
高岡幼児園	高岡1956-33	22-3960	22-3960	福崎町
姫学こども園	南田原2062	22-5480	27-8115	社会福祉法人
サルビアこども園	山崎617-7	22-1313	22-2355	社会福祉法人

(2) 子ども・子育て支援事業 (学校教育課 子育て支援係)

①子育て支援センター・子育て学習センター

子育て中の親子・家族が自由に遊んでゆっくと過ごし、親子の交流をしてもらえる場を提供し、さまざまな行事を通してともだちづくりのお手伝いをするほか、子育てに関する不安や悩みを聞いたりして、みなさんの子育てを応援しています。

名称	場所	電話番号	FAX番号	開所日
福崎子育て支援センター (おひさまらんど)	福崎幼児園内	22-2308	22-2313	月～金 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00
西部子育て学習センター (ともだちひろば)	文化センター内	22-7830	22-2561	火～金 9:00～16:00
東部子育て学習センター (にこにこひろば)	田原幼児園内	22-1058	22-1058	月～木 9:00～16:00

②学童保育園

共働き家庭や、小学校から帰宅しても誰もいない留守家庭の子どものために学童保育園を開設し、児童の保護・健全育成を図っています。

名称	場所	保育時間
福崎西部学童保育園	福崎小学校北校舎1階	平日 授業終了後～19:00
福崎東部学童保育園	田原小学校体育館北にある学童保育専用施設	土曜・長期休業中 7:30～19:00

☆保育を行う日

月曜日から土曜日 (日曜日・祝日・お盆・年末年始は休園)

※土曜日は希望者すべての保育を福崎東部学童保育園で行います。

☆費用負担

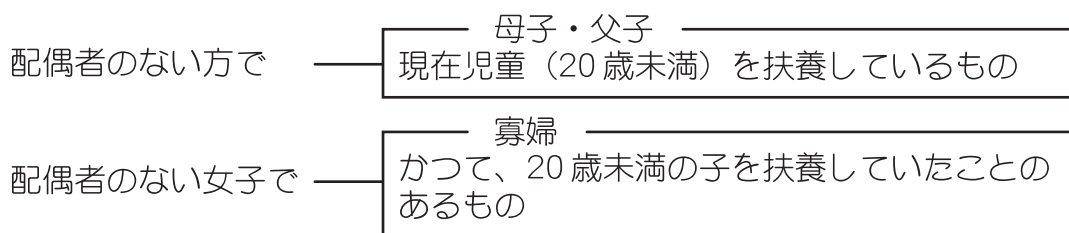
月額6,000円 (1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

(下記以外の月)

7月 月額7,000円 (1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

8月 月額9,000円 (1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

(3) 母子父子寡婦家庭の福祉



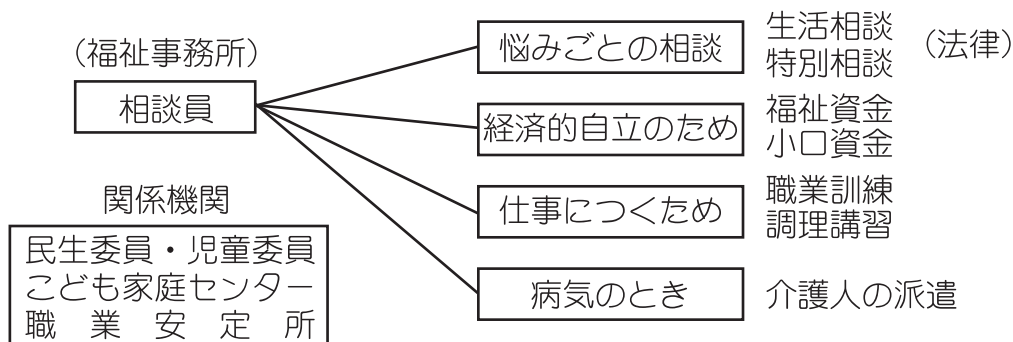
①母子相談

母子・父子・寡婦家庭の生活全般について助言いたします。

☆相談の日時 随時（事前予約が必要です）

☆相談員 母子・父子自立支援員

☆問い合わせ先 中播磨健康福祉事務所（079 - 281 - 9210）



②貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に事業開始資金、修学資金、就職支度資金等の貸付金制度があります。

③就学就業助成金

○対象者

母子家庭及び父子家庭等の児童・生徒が、小学校、中学校に入学及び中学校を卒業するときに保護者に対し支給します。

○支給額

小学校入学のとき	6,500 円
中学校入学のとき	8,500 円
中学校卒業のとき	15,000 円



④社会参加

母子家庭のお母さん方や寡婦の方々に組織されている婦人共励会があります。

母子家庭のお母さん方が、ともに励まし合い助け合いながら母子・寡婦が向上を図るため、研修会や福祉施策を知らせるなど仲間づくりの母体として活動しています。相談は社会福祉協議会へ

(4) 手当の種類 (住民生活課 町民窓口係)

①交通災害遺児年金

交通災害遺児に対し、年金を支給することにより、児童の健全な育成と福祉の増進をはかることを目的としています。

○ 支給対象者

交通事故により死亡した父もしくは母等に養育されていた 18 歳未満の福崎町在住の児童

○ 支給額

遺児 1 人につき月額 17,000 円

○ 支給時期

7月	4月～7月分
11月	8月～11月分
3月	12月～3月分

②児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

○ 支給対象者

日本国内に住所を置いている、高校年代まで（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している人

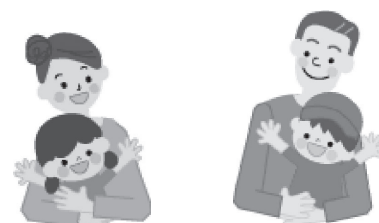
○ 支給額 (令和 6 年度：児童 1 人あたり月額)

3 歳未満	第 1 子・第 2 子	15,000 円
	第 3 子以降	30,000 円
3 歳～高校生年代	第 1 子・第 2 子	10,000 円
	第 3 子以降	30,000 円

○ 支給時期

各支給月の 10 日（土日・祝日の場合は、その直前の営業日）に振り込みます。

6月	4月～5月分
8月	6月～7月分
10月	8月～9月分
12月	10月～11月分
2月	12月～1月分
4月	2月～3月分



○ 子育てワンストップサービス

政府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」を利用して、窓口に来ることなく、自宅のパソコンやスマートフォンから児童手当の手続きが電子申請できます。ただし、サービスの利用には受給者の個人番号カードが必要です。
※児童と別居している等、必要に応じて提出していただく書類があるため、電子申請での受付ができない場合もあります。

マイナポータルへのURL <https://myrna.go.jp/>

③児童扶養手当

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的としています。

○ 支給対象者

次の①～⑨のいずれかの条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいがある児童の父または母や、父または母にかわりその児童を養育している人に支給されます。

- ①離 婚・・・父母が婚姻を解消した児童
 - ②死 亡・・・父（母）が死亡した児童
 - ③障 がい・・・父（母）が一定の障がいにある児童
 - ④生死不明・・・父（母）の生死が明らかでない児童
 - ⑤遺 棄・・・父（母）に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥保護命令・・・父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦拘 禁・・・父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧未 婚・・・母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ⑨そ の 他・・・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
ただし、次のような場合には、手当は支給されません。
- ①児童や手当を受けようとする人が日本国内に住んでいないとき
 - ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
 - ③父（母）が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが、事実婚状態も含む）
 - ④請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき（母（父）が障がい相当の場合を除く）

○ 支給額（令和6年11月以降）

所得制限により次のいずれかの額になります。また、所得制限限度額以上の場合は、支給停止になります。

区 分		児童1人	児童2人	児童3人
手当月額	全額支給	45,500円	56,250円	67,000円
	一部支給	45,490円	56,230円	66,970円
		10,740円	16,120円	21,500円

○ 支給時期

各支給月の11日（土日・祝日の場合は、その直前の営業日）に振り込みます。

5月	3月～4月分	7月	5月～6月分
9月	7月～8月分	11月	9月～10月分
1月	11月～12月分	3月	1月～2月分

○ 所得制限限度額（令和6年11月以降）

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者※・配偶者・孤児等の養育者
	全額支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

※扶養義務者・・・手当を受給する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など

○ 公的年金給付等による支給制限

受給者または対象児童が公的年金給付もしくは遺族補償等を受けることができる場合、または対象児童が公的年金給付の額の加算の対象となっている場合は、手当の全部または一部が支給されません。

④特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

○ 支給対象者

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人

ただし、次のような場合には、手当は支給されません。

- ① 手当を受けようとする人、対象児童が日本に住んでいないとき
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 児童が障がいを理由として厚生年金を受けることができるとき

○ 支給額（令和6年10月1日時点）

対象児童の数と等級に応じて支給されます。また、所得制限限度額以上の場合は、支給停止になります。

児童1人につき	重 度	月額	55,350 円
	中 度	月額	36,860 円

○ 支給時期

各支給月の11日（土日・祝日の場合は、その直前の営業日）に振り込みます。

4月	12月～3月分
8月	4月～7月分
11月	8月～11月分

○ 所得制限限度額（令和6年度）

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円
5人以上	以下 38 万円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

※扶養義務者・・・手当を受給する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など

